

## **短期入所サービスに係る改善方策の概要**

利用者の利便性、選択性の向上及び介護サービス基盤の有効活用といった観点から、短期入所サービスに関連して、以下のような措置を講ずることとする。

### **1. 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化**

利用者の利便性や選択性を向上するという観点から、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額について一本化を図り、同じ支給限度額の中でいずれのサービスも利用できるようにする。

また、市町村、国保連及び事業者の準備期間等を考慮し、支給限度額の本化の実施は平成14年1月とするが、それまでの間の措置として、現在実施している短期入所サービスの振り替え利用において、短期入所サービスの本来の支給限度額を含めて1月当たり2週間としている限度を、訪問通所サービスの利用枠の範囲内で、30日まで拡大できるようにする（実質的な支給限度額の本化の前倒し）。

### **2. ショートステイ床の弾力活用**

ショートステイ床の弾力活用を図る観点から、

①ショートステイ床の特別養護老人ホーム床への転換の要件の緩和

②ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用

に必要な措置を講ずる。